

平成24年度 第1回 知床国立公園 管理計画検討会  
議事要旨

◇日時 平成24年6月7日(木) 14:00-17:00

◇場所 羅臼町役場 1階会議室

◇会議次第

開会

あいさつ

議事

1. 知床国立公園管理計画検討会の設置について
2. 知床国立公園管理計画の改定について
3. その他

閉会

◇議事要旨

【 開会 】

【 あいさつ 】 環境省釧路自然環境事務所 野口所長

【 議事 】

1. 知床国立公園管理計画検討会の設置について

資料1-1: 知床国立公園 管理計画検討会の設置について

資料1-2: 知床国立公園 管理計画改定スケジュール

(参考資料1: 国立公園の管理計画について)

(環境省 野川)

- ・知床国立公園管理計画検討会の設置及び管理計画改定スケジュールについて、資料1-1、資料1-2に基づき説明。

※互選により金子委員を座長として選出。

(座長、全体)

- ・スケジュール、進め方について合意。

2. 知床国立公園管理計画の改定について

資料2-1: 管理計画改定の方針について

(環境省 三宅)

- ・知床国立公園管理計画改定の方針について、資料2-1に基づき説明。

(愛甲委員)

- ・利用適正化基本計画の扱いと、エコツーリズム戦略と、国立公園の管理計画の関係を再度説明願いたい。

(環境省 三宅)

- ・利用適正化基本計画は、国立公園の枠組みで進めてきたものである。今回、利用適正化基本計画の必要な内容を国立公園の管理計画に吸収し、管理計画改定後に

利用適正化基本計画を廃止する。また、原則としてエコツーリズム戦略に基づく議論が進めば管理計画の必要な改定を進める。

(環境省 中山)

- ・エコツーリズム戦略で新しいルールを決めて、そのルールが管理計画の中身と齟齬がある場合は、管理計画を微修正する。必要があれば国立公園の管理計画を改定するということは、適正利用・エコツーリズム検討会議でも明言しているのでそのように対応したい。

(田澤委員)

- ・計画が多すぎると混乱するので、利用適正化基本計画の廃止に賛成であるが、大変な労力をかけて作成した計画なので、重要な内容の取りこぼしが起きることが心配である。

(環境省 三宅)

- ・取りこぼしがないようにしたい。事務局でも確認を行うが、委員からも指摘をいただきながら必要な内容を反映させていきたい。
- ・利用適正化基本計画自体が一部古い内容となっており、管理計画で修正したい。

(環境省 野川)

- ・利用適正化基本計画の中央部地区の利用の取扱いや、過去の議論の中で出てきた方針などについては、管理計画の中に入れ込んでいきたいので、今後の議論の中で確認いただきたい。

(森林管理局 梶岡)

- ・今後のスケジュールについての質問だが、「管理計画案」の段階で国の出先機関との調整がない状態だがこれは何故か。

(事務局 野川)

- ・再度確認をして対応したい。

## 2. 知床国立公園管理計画の改定について

### 資料2-2：知床国立公園管理計画（骨子案）

(事務局 三宅)

- ・管理計画（骨子案）の項目、記載内容のイメージ、検討すべきポイントについて資料2-2に基づき説明。
- ・この会議で特に重要であるのは、5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項の（1）許可、届出等取扱方針、（2）公園事業取扱方針の部分である。この部分について重点的にご検討いただきたい。

(環境省 中山)

- ・5. は特殊であるので補足する。
- ・管理計画は当所が定めるものだが、5. については行政手続法の中で許認可の基準と位置づけられるもので、自然環境局長の了解を得て施行するというものになっている。
- ・要許可行為に対し、基本的に全国一律の許可基準があるが、色や形態等のローカルな基準については管理計画で定めることになっており、5.（1）に当たる。

- ・(2) は公園事業となり、個別の事業毎の事業決定は本省でしているが、事業の基準は管理計画で決める。

(座長、全体)

- ・知床国立公園管理計画（骨子案）の構成自体について合意。

## 2. 知床国立公園管理計画の改定について

### 資料2-3：検討すべきポイントと事務局案

#### 2. 管理の基本方針

##### (1) 知床国立公園の管理目標

##### (2) 知床国立公園の管理の基本方針

(環境省 三宅)

- ・管理の基本方針の事務局案について資料2-3に基づき説明。
- ・国立公園の概況等は、基本的に世界遺産の管理計画より引用するが、それだけでは足りないというご意見があれば、次回以降文章化作業を進める。

(座長)

- ・追加で記載すべき事項などがあれば、後日でも構わないのでご意見をいただきたい。

##### (1) 知床国立公園の管理目標

(座長)

- ・(1) 知床国立公園の管理目標の①、②についてご意見をいただきたい。

(釧路総合振興局 小笠原)

- ・管理計画は、一般の方を対象にしているのか、実務者レベルを対象にしているのか。

(環境省 中山)

- ・基本的には両方を対象にしている。

(釧路総合振興局 小笠原)

- ・全体的にとってもわかりやすい文章になっているが、クライテリアという単語については違和感を感じた。一般の方が読む場合があれば説明が必要ではないか。

(環境省 中山)

- ・わかりやすく工夫する必要があると思うので検討する。

(田澤委員)

- ・全体的に世界遺産の管理計画から引用しているとのことだが、世界遺産の管理計画はIUCNにアピールする側面があったが、国立公園の管理計画はもっと実態や課題も記載して良いのではないかと思う。
- ・管理目標の中にトドや多くの鯨類との記載があるが、トドは駆除対象であるし、捕鯨も羅臼沖で行われている状況である。
- ・例えば、このような課題があるので、このような管理目標を立てるといようなストーリーにしてはどうか。

(環境省 三宅)

- ・ 1. 国立公園の概況の部分をこれから作成していく必要があり、ご指摘の件も含めて検討したい。

(田澤委員)

- ・ それで良いと思う。
- ・ どこかの部分で唐突にルサの雪崩防止柵を他の方策でできないか検討するとあったと記憶しているが、何故それをするのかも記載されるべきである。
- ・ 利尻の管理計画ではトドが駆除対象になっていることが書かれていたはず。
- ・ 地元としては、実態や課題がきちんと明言されていた方が、対策が取りやすい。

(環境省 中山)

- ・ 実態や課題を整理して、概況のところに書き込むことはできると思う。

(田澤委員)

- ・ 細かい事項であれば地域別の文章の中に最初に課題を記載しておいて、それに対する方策を書くという形が良いのではないか。

(座長)

- ・ 事務局には、概況と書きぶりを少し整理していただきたい。
- ・ エゾシカやトドが保護対象から駆除対象に変化してきているなど、状況の変化がある。

(愛甲委員)

- ・ 世界遺産の管理計画からの引用であるので中身について異論は無いが、文章量のバランスやそれぞれの部分の書きぶりの違いが気になる。
- ・ 世界遺産の管理計画と同じでなくてはいけないのか、それとも国立公園の管理計画としてバランスがとれるようにしたら良いのかを検討していただきたい。

(田澤委員)

- ・ (1) 知床国立公園の管理目標の①の前段部分については概況である。

(座長)

- ・ (1) 知床国立公園の管理目標の①の前段部分や課題を含めて概況の部分で整理をしていただきたい。

## (2) 知床国立公園の管理の基本方針

(座長)

- ・ (2) 知床国立公園の管理の基本方針について意見をいただきたい。

(田澤委員)

- ・ ⑦適正な公園利用及びエコツーリズムの推進のところ、知床エコツーリズム推進協議会のことが書いてあるが、今後の継続が危ぶまれている協議会のことを管理計画の中に入れる必要はあるのか。
- ・ 今現在、エコツーリズム戦略が主体であり、知床エコツーリズム推進協議会が主体ではないので、抜いて良いのではないか。

(斜里町 岡田)

- ・ 管理計画は、一年をかけて議論していく話であるので、今ここで結論を出さなくても良いのではないか。

(田澤委員)

- ・もちろん今結論を出さなくても良い。

(斜里町 岡田)

- ・「⑦適正な公園利用及びエコツーリズムの推進」に関する普及啓発施設として「知床自然センター」も書き加えていただきたい。知床自然センターは、奥知床への利用調整機能や自然教育機能などをこれまで担ってきており、町としては今後もそれらを担い続ける公園の中心施設だという考えがある。

(田澤委員)

- ・⑥一次産業との両立のところで、野生動物との共存とあるが、ケイマフリなどのことを考えると、野生鳥獣とした方が良いのではないか。

(内田委員)

- ・野生鳥獣ではなく、野生生物が良い。

(田澤委員)

- ・5頁では野生生物と使われている。

(座長、全体)

- ・野生生物とするということで合意。

(内田委員)

- ・④地域区分による管理のところで、5つの地区に細分化されている。遺産地域のA地区、B地区を細分した形の方が、管理や議論がしやすいのではないかと思うが、細分化の仕方を見直す考えはないか。

(環境省 三宅)

- ・ここで意見が出れば対応は検討する。
- ・利用と保護を考えた時に、この5地区が良いと考えた。A地区とB地区の枠組みと、5地区の枠組みには若干差異があるが、概ねA地区は先端部、連山、知西別岳と周辺地区で、その他はB地区でカバーされている。

(座長)

- ・A地区、B地区の両方に含まれる地区はあるか。

(環境省 野川)

- ・カムイワッカがある。

(環境省 中山)

- ・知床横断道路沿線もそうである。

(内田委員)

- ・④地域区分による管理 ウ. ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区は、AとBの両地区があるため2つに分けて、6つの地区に細分化する方が良いのではないか。

(座長)

- ・カムイワッカと知床横断道路沿線はA地区とB地区の両方に属するが、これに分けてしまったほうが良いか。

(環境省 中山)

- ・両方入っているところは分け難い。また、利用上の観点からは地域区分ウの地区

にA Bの両地区が混ざっていても実害はない。

(田澤委員)

- ・ウトロ側の先端部ではない海岸線は地域区分ウになるのか。

(環境省 野川)

- ・ウトロの観光船が運航しているのはB地区である。

(田澤委員)

- ・3キロの海域はBだと思うが、海はどこにあたるのか。

(環境省 三宅)

- ・海は先端部である。

(田澤委員)

- ・ルサ・相泊だと山の上はAで、ルサ・相泊の沿線はBで、海に行くとまたAになるということか。

(環境省 野川)

- ・海はB地区になる。
- ・アの先端部地区は遺産地域でいくとA地区とB地区が一緒に入っている。陸域がAで海域がBである。

(内田委員)

- ・このようにわかりにくくなるのではないか。

(環境省 中山)

- ・利用適正化基本計画を踏まえて整理をしており、新しいものを作ろうとしているわけではない。
- ・例えば、地域区分ウに分けられた地区が、Aの部分は保全にBの部分は利用にというように管理の仕方が偏るのであれば議論になると思うが、今回の管理計画の中ではそこまでは考えていない。
- ・分けない方が利用適正化基本計画を引き継ぐという意味で適当である。

(内田委員)

- ・今後そうなる時のためにやっておいた方が良いのではないか。

(環境省 中山)

- ・今回は新たに管理手法やゾーニングを整理し直すことは考えていない。
- ・そこまでやるべきだというご意見であれば検討するが、わかりやすいかどうかということでは、分けない方が良く考える。

(座長)

- ・A、B地区にア～オの地区を合わせることによる弊害はあるか。

(環境省 中山)

- ・利用適正化基本計画を一から見直さなくてはならないので、今やることではないと考える。

(座長)

- ・計画上の区域分けの問題と、区域がA地区B地区のどちらに属するかがわかりにくいことは、整理する必要があると考えるがいかがか。

(環境省 中山)

- ・説明資料として地図をつけることになると思う。

(座長)

- ・この5地区と、A地区B地区の関係がどうなっているかの関係の地図がつくということか。
- ・内田委員と環境省の意見が出ているが、皆さんのご意見を伺う。

(愛甲委員)

- ・どちらの意見も理解できるが、今の時点ではすごくわかりにくいと思う。
- ・内田委員の言うように地域の中を細かくエリアを区分すればできるかもしれないが、今それをやるのはかなり難しい。
- ・地域区分のところで、何のために遺産地域ではA地区とB地区に分け、管理計画では5つの区分に分けているかを、両方の対応関係を整理するとわかりやすくなるのではないか。

(環境省 中山)

- ・それはできると思う。

(環境省 三宅)

- ・適正利用や景観の保全のところでも5地区に分けた構成にしている。利用と保全との地区分けが違くとわかりにくくなると考えてこの形にした。

(愛甲委員)

- ・④の文章の作り方としてA地区とB地区について冒頭に持ってきているのでわかりにくくなる。
- ・国立公園の管理計画としては5つの地域に区分するが、世界遺産の管理計画ではA地区・B地区という分け方をしており、それとの関係はこうなりますという説明の仕方の方が良いと考える。

(内田委員)

- ・愛甲委員の提案に賛成。

(座長、全体)

- ・遺産地域のA・B地区と国立公園の管理計画の5つの地区の関係をはっきりさせ、④の最初の書きぶりを整理して事務局で原案を作るということで合意。

(網走南部森林管理署 樋口)

- ・④地域区分による管理と(2)自然景観の保全の部分で、5つに分けられた区分の順序が違っているが意味があるのか。

(環境省 三宅)

- ・先端部、知床連山、知西別岳及びその周辺地区は、特に厳正に保全するということが前に整理し、それ以外は地域の利用等との調和をはかるために後ろにした。
3. (2) 自然景観の保全の部分の並び順に訂正する。

—休憩—

## 2. 知床国立公園管理計画の改定について

### 資料2-3：検討すべきポイントと事務局案

#### 3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

##### (2) 自然景観の保全

(環境省 三宅)

- ・(2) 自然景観の保全について、資料2-3に基づき説明。

(田澤委員)

- ・知床連山地区についての文章で、「羅臼岳から活火山の硫黄山まで」という記述があるが、羅臼岳も活火山なので修正すべきである。
- ・ルサ・相泊の道路は「生活道路」より「産業道路」という表現が良いのではないか。
- ・ルサ・相泊間の記載で、「漁村風景と自然景観の調和を最優先とした」とあるが、雪崩防止柵が景観を損ねているという記載があった方が良いのではないか。

(環境省 三宅)

- ・活火山及び産業道路の件については修正し、雪崩防止柵の件については概況の部分に書く方が良いかを含め検討し修正する。

## 2. 知床国立公園管理計画の改定について

### 資料2-3：検討すべきポイントと事務局案

#### 4. 適正な公園利用の推進に関する事項

##### (1) 先端部地区

##### (2) 知床連山地区

##### (3) ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

##### (4) 知西別岳及びその周辺地区

(環境省 三宅)

- ・4. 適正な公園利用の推進に関する事項について、資料2-3に基づき説明。

(愛甲委員)

- ・利用適正化基本計画には重要な内容が含まれているので、取りこぼしがないようお願いしたい。

(網走南部森林管理署 樋口)

- ・こちらも地区の並びを3.(2)と揃えるべき。

##### (1) 先端部地区

(内田委員)

- ・②利用規制に関する事項の文章中に「撮影のための入域は、…動植物に与える影響を軽減する措置を十分に講じた場合のみ認める。」とあるが、知床岬までの徒歩による入域自体は問題が無いはずであり、この文章の意図は何か。

(環境省 野川)

- ・これまでは、知床岬地区の撮影や取材については動力船の入域は禁止してきたが、今後は条件により認められるようにしていきたい。

(座長)

- ・本日以降も、全体を通しての要望、質問、意見をメール等を出していただきたい。

## (2) 知床連山地区

(田澤委員)

- ・岩尾別温泉コースの利用者の登山経験の想定が、実態とかなりかけ離れている。  
この想定では適切な管理計画にはならないと考える。

(環境省 野川)

- ・初級者が登ることも想定して文章を作るということか。

(環境省 中山)

- ・計画としては現実の登山者のレベルを想定すべきなのか、理想のレベルを想定して書くべきなのか、愛甲委員の意見を伺いたい。

(愛甲委員)

- ・(3) と共通するが、中央部地区利用適正化基本計画の中で、各エリア別の取扱い方針を現状のタイプと理想のタイプとして載せてあるが、それにギャップがあれば違う管理の仕方をすれば良いという作りになっている。
- ・想定する利用者と実際の利用者について両方書くと丁寧であるし、エリア別の取扱いが書かれているので、その部分も残すと良いと思う。
- ・想定自体が現実とかけ離れている場合は、文章の修正も必要である。

(環境省 中山)

- ・検討する。

(釧路総合振興局 増田)

- ・③各登山道における方針 ウ. カムイワッカ～硫黄山の文章中で、「硫黄山は今も硫黄の火山活動が続いている」とあるが、「硫黄の」は不要である。

## 4. 適正な公園利用の推進に関する事項

### (3) ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

(田澤委員)

- ・③各利用拠点における方針 キ. 羅臼温泉集団施設地区の文章中で、「園地についてはビジターセンターを中心とした散策路として有効活用」とあるが、園地を散策路として有効活用するという表現はおかしいのではないか。

(環境省 三宅)

- ・わかりやすく修正する。

### (5) ルサ・相泊間の道路沿線地区

(田澤委員)

- ・(3) ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区 ③各利用拠点における方針 エ. 幌別川・岩尾別川の文章中に「サケ科魚類の遡上河川であり、シマフクロウやヒグマ等の捕食者を通じて…」等の記載があるが、ルサ川にも同じような要素がある。また、河川の復元のイメージを記述し、もう少し

丁寧に書いていただきたい。

(環境省 三宅)

- ・修正する。

## 2. 知床国立公園管理計画の改定について

資料2-3：検討すべきポイントと事務局案

### 5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱い方針

#### (2) 公園事業取扱方針

##### ①羅臼温泉集団施設地区

##### ②単独施設

##### ③道路

(環境省 野川)

- ・許可、届出等取扱方針について、資料2-3に基づき説明。

#### (1) 許可、届出等取扱い方針

(森林管理局 梶岡)

- ・森林管理局としては、①工作物のところで、森林施業が削除されている点と、②木竹の伐採のところで施業が想定されていない点などについて、後日改めて調整させていただきたい。

(座長)

- ・この場で判断できないことも多々あると思うので、持ち帰って次回の検討会までの間に確認や調整をするということで良いか。

(環境省 中山)

- ・全体を通じて、関係機関の皆様とは個別に協議、調整等をさせていただきたい。

(座長)

- ・次回の検討会までの間を調整機関として考え、それを前提にこの場で確認したいこと等を中心にご質問、ご意見をいただきたい。

(田澤委員)

- ・(ア) 番屋等の取扱方針の文章中で、「番屋等として使用されなくなったものについて…撤去するよう指導する。」とある。
- ・指導はしているのかもしれないが、撤去された例は知らない。
- ・廃番屋を含めた海岸ごみ、漂着ごみが大きな課題であることをどこかに是非書いていただきたい。

(環境省 三宅)

- ・検討する。

(森林管理局 梶岡)

- ・イ. 道路の文章中で、「知床大橋からルシャ間の知床保安林管理道…大規模災害に見舞われた場合には廃道にむけた整理」とあるが、知床保安林管理道は国有林の管理道であり、河川工作物APのモニタリングに使用されるなど将来的にも使用

しなくてはならない道路であるので今後調整させていただきたい。

(釧路総合振興局 小笠原)

- ・イ. 道路の文章中で、「オーバーハング式視線誘導標識」とあるが、「オーバーハング式視線誘導標」が正式名称であったと思うので確認をお願いしたい。

(環境省 野川)

- ・確認する。

(根釧東部森林管理署 井上)

- ・オ. 河川、治山、砂防施設の文章中で、「原則として新設は認めない」とあるが、雪崩防止柵などの新設はあり得ると思うので、完全に新設を認めないというのは言い過ぎではないか。

(環境省 中山)

- ・修正する。

(網走南部森林管理署 樋口)

- ・オ. 河川、治山、砂防施設の文章中で、「魚道等の増改築…」とあるが、増改築とは何を想定しているのか。

(環境省 中山)

- ・自然公園法で既存のダムに魚道をつけるのは、既存のダムの増改築にあたるためそのような用語の使い方をしている。
- ・ケ. 発電施設の補足説明であるが、環境省として全国的には風力発電、水力発電については検討していく方向であるが、世界遺産である知床に関しては猛禽類の生息やサケ科魚類の遡上に影響を及ぼすため新設を認めないとした。
- ・地熱発電については、全国的には国立公園内でも検討していく方向であるが、IUCNが国立公園内での鉱業開発について基本的にやめるべきであるという決議を出していることもあり、定期的に勧告を受ける立場である知床に関しては認めないとしている。

(座長)

- ・風力発電の新設を認めない理由として、文章中に知床の特殊性を書くべきではないか。

(環境省 中山)

- ・知床の特殊性を出さなければ、全面的に管理計画レベルで禁止することは難しいと思うので文章を修正する。

## (2) 公園事業取扱方針

### ① 羅臼温泉集団施設地区

(根室振興局 宮部)

- ・ウ. 野営場の文章中で、「適切なヒグマに関する安全対策を講じる」という部分では、具体的にどのようなことを想定しているのか。

(環境省 三宅)

- ・野営テントでの危険な事例等を踏まえて、キャンプ場の利用者の安全対策として、電気柵等の設置を行なっていただきたいという考えである。

(内田委員)

- ・①オ. 博物展示施設というのは、一般の人が見た時に誤解しやすいと思うが、これは自然公園法の法律用語か。

(環境省 中山)

- ・法律用語であるので変えられない。

### ③道路

(田澤委員)

- ・イ. 道路(歩道)に北海道自然歩道線とあるが、現在も使用されているのか。また、今後の利用動向により事業執行するのか。

(環境省 野川)

- ・北海道自然歩道線は既存の道路だが歩道事業も執行できることになっている。

(田澤委員)

- ・歩道事業を執行する可能性があるということか。
- ・車道であるのに北海道自然歩道線になっている意味は何か。

(環境省 中山)

- ・北海道自然歩道線は公園外も含め全道的に計画されており、公園区域外については北海道が、公園区域内については環境省が、それぞれ事業主体となる。公園区域外が整備された場合は、事業執行する可能性がある。

## 6. その他

### (1) 修景緑化の方針

(環境省 野川)

- ・修景緑化の方針について資料2-3に基づき説明。

(座長)

- ・修景緑化の方針について、ご意見を伺う。
- ・その他、全体を通じて次回会議開催までの間に、ご意見をメール等によせていただきたい。

【 あいさつ 】 環境省釧路自然環境事務所 中山次長

【 閉会 】